

Title	アメリカに於ける初期の労働組合と労働争議 (一七八六年より一八二七年まで)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.12 (1926. 12) ,p.1550(38)- 1590(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19261201-0038
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261201-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカに於ける初期の労働組合と労働争議

(一七八六年より一八二七年まで)

園 乾 治

一、ストライキと労働組合の起原

アメリカに於ける最初の労働者のストライキとしてバン・レンセラ―夫人は一六七七年ニューヨーク市に於ける公許運搬人が市より道路の塵芥を一荷三ペンスを以て掃除すべしと命ぜられたるを拒否する爲に團結したることを挙げ、一般の通説は聯邦労働局の調査に基いて一七四一年ニューヨーク市に於けるパン焼業者がパンの価格に對する市當局の干渉に反抗したるストライキを挙げてゐるが、是等は何れも獨立せる親方が市當局に對して起したものであつて労働者が傭主に對して起した嚴格な意味に於けるストライキではない。(Commons and Associates, History of Labour in the United States, I, pp. 25-26, 53)

アメリカに於ける最初の労働者のストライキは一七八六年フィラデルフィアに於て印刷工が一週六ドルの最低賃銀の爲に起したストライキを挙ぐべきである。而して其次のストライキは一七九一年同じくフィラデルフィアに於て建築木工が十時間労働の爲に起したストライキを挙ぐべきである。(Perlmán, History of Trade Unionism in the United States, p. 3) 後者に於ては職工が獨立せる親方に反抗して起つたのであつて彼等は一般公衆に向つて親方より二割五分低廉なる費用を以て其業務に屬する如何なる仕事にも従事すべきことを告げて親方と戦ひ、協同組合“Union Society of Carpenters”を組織した。(Commons, pp. 110, 127-128) 次でバルチモアアの仕立工は一七九五年、一八〇五年及び一八〇七年にストライキを行つて賃銀の値上に成功した。(Perlmán の前掲書には仕立工を水夫となしてゐるが之は誤植であらう) 其後一八二〇年に至る迄に於ても時々ストライキが起つたと想像せられるのであるが、之に關する記録は何物も残つてゐない。(Perlmán, p. 3) ストライキは疑も無く労働者の不満の表象である。然し乍らストライキの終熄せる後に於て或はストライキの間、に於て存続する團體によつて斯る不満の表

象が行はるゝに非ざれば何人ぞ雖労働組合運動の起原を説くことは不可能である。而して斯の如き持続的な團體は一八二〇年以前に於ては製靴業と印刷業との二種の産業にのみ存在したのであつた。(Perlmán, p. 4)

イギリスに於ては此時代既に繊維工場の労働者が労働組合を組織してゐたのであるが、アメリカに於ては繊維労働者のストライキは一八二八年迄起ることがなかつた。アメリカに於て工場に於て大規模に經營せらるゝ繊維業は綿工業のみであつたが、此綿工業も機械の輸出を禁止する議會の法令によつて工場の建設が阻害せられ、一七九八年に至つて初めてサムエル・スレーターが工場を建設したのであつた。然かも綿工場労働者の賃銀は他の何れの場所に於て支拂はるゝものとも等額であつたから、工場に就業するに至つてもイギリスに於て見たるが如く労働者の生活標準に變動を與ふることはなかつた。綿工場労働者の賃銀は當時の最も熟練せる機械工の賃銀と等しく凡そ一週九ドルであつた。(Commons, p. 111)

アメリカに於て賃銀の維持又は増加の目的を以て組織せられたる労働者の最

初の持続的團體は一七九二年に設立せられたるフィラデルフィアに於ける製靴工の組合である。然るに此組合は其存続僅に一年にも足らず且つ其名稱も判明してゐない。(Commons and Associates, A Documentary History of American Industrial Society, III, p. 93) 然し同じフィラデルフィアに於ける製靴工は一七九四年再び「製靴工聯合組合」(Federal Society of Journeyman Cordwainers)なる組合を組織し尠く共一八〇六年の騷擾に對する喚問に至る迄存続した。(Documentary History, III, pp. 72-103) 此組合は一七九九年九週乃至十週間に亘る最初の組織的ストライキを行つた。此年より以前に於ける労働者のストライキは何れも非組織的であつた。而して之は第十九世紀の三十年代に至る迄に發生したストライキの大多數の常例であつた。(Commons, History of Labour, p. 109; Perlmán, p. 4)

フィラデルフィアに於ける製靴工の前例に倣ひてニューヨークに於ては印刷工が一七九四年「活版工組合」(Typographical Society)を設立し二年六ヶ月存続した。(Perlmán は十年六ヶ月として居るが恐らく誤記であらう) 此組合に次で設立せられたのは一七九九年の「フランクリン活版工組合」(Franklin Typographical Association)

である。(Commons, p. 109)

一八〇〇年より一八〇五年に至る間に於てはフィラデルフィア、ニューヨーク、バルチモアに於て製靴工及び印刷工が持続的組合を設立してゐたのであるが、一八〇二年にはボストンの印刷工、一八〇九年にはピッツバーグの製靴工が同様の組合を設立し、之より幾分後れてオルバニー及びワシントンの印刷工も組合を設立し、更に一八一〇年にはニューヨークの印刷工も亦組合を設立するに至つたのである。然し乍ら是等の組合は他の組合の記録に徴して其存在を知り得るのみであつて何等直接の記録は残つてゐない。(Perlman, p. 4; Commons, p. 109)

二、初期労働組合の戦術と傭主組合

何等の政策も活動をも有しない團體が目的を完成するに就き無力であることは論ずる迄もない。従つて先づ初期の地方的職工の組合は傭主を如何に取扱ふべきかの問題を解決しなければならなかつた。舊時代に於ては彼等は傭主と共に労働に従事し、工場に在るものは餘り多数ではなかつた。夫故に彼等にとりて

は問題の起つた場合に友誼的に意思の交換を行ふことが容易であつた。然し乍ら都市が膨脹し工場の數も増加するに及ぶや職工は組合の門戸を傭主に對して嚴重に閉鎖することとなり職工は如何にして彼等の要求を最もよく表はすべきか如何にして傭主に提出し彼等をして強制的に實行せしむべきかの問題が重要となるに至つたのである。(Mary Beard, A Short History of the American Labor Movement, p. 19)

職工と傭主との分立は先づ是等の組合の設立に方りて表明せられたのであるが、親方にして組合員たる者に對する態度に於て尙一層明瞭に表現せられた。傭主となりたる者の加入を繼續せしむべきや否やの問題に關して製靴工は斯の如き者を除外すべしとなしたるに對し印刷工は左程嚴格な態度を執らなかつた。然し乍ら一八一七年ニューヨークの組合は職工の利害は傭主の利害と分立し或場合に於ては相反する。吾等は傭主が發言權を有し勢力を揮ふことを不當なりとする」この理由に基いて親方となりたる者を組合から除外した。(Commons, pp. 118-119)

労働組合に加入せる職工の感じたる唯一の競争は彼等と直接に個人的に競争する技倆の劣りたる職工であつた。而して之と對抗する爲に利用したるは團體交渉の手段で、之は初期の労働組合の主要なる武器であつた。然し彼等は先づ個別交渉を以て運動を開始し、現在見るが如き傭主及び労働者双方の代表者が會見して決定することはなく、労働者の代表者が價格表又は賃銀表を携へて個々の傭主と交渉することもなかつた。彼等は只價格表又は賃銀表を決定して相互に、此賃銀を支給せざる傭主の爲に服務せず、此賃銀を收得せざる職工と共に労働せざると誓約するに過ぎなかつた。而して此方法は職工が商人に對して傭主の爲す處を模したものであつた。然るに間もなく職工が委員を選出して個々の傭主と會見せしむることを企て、團體交渉に一步近づくこととなつた。「フランクリン活版工組合」は一八〇〇年既に完全な賃銀表を作成し、フィラデルフィア活版工組合は一八〇二年、次で同地及びピッツバーグの製靴工も間もなく同様の方法を採用した。而して雇傭條件協定の爲に労働者及び傭主双方の代表者の會見するに至つたのは一七九九年に於ける「フィラデルフィア製靴工組合」を以て最初となし、之

が印刷業に行はるゝに至つたのは漸く一八〇九年ニューヨークの印刷工に於てであつた。(Commons, pp. 121-122)

職工が組合を通じて主として要求したる處は賃銀并に労働時間に關するものであつた。而して彼等は是等の要求を傭主に強制する有效なる手段としてストライキに訴へた。然るに當時のストライキは後の時代に見る處と異り何れも秩序を保ち比較的に平靜の行動を以て行はれた。唯一の例外として暴行脅迫の證據の存するのは一八〇六年のフィラデルフィアに於ける製靴工のストライキである。此事件に於ては彼等と行動を共にせざる職工を毆打し、工場の前に於て示威運動を行ひ、工場の窓ガラスを破壊したのである。(Commons, pp. 125-126)

ストライキに際して個々の傭主に賃銀表を提出する爲に委員を選定することは既に述べた處である。組合は此外に「巡回委員」を選定して職工の監視をも行つた。一七九九年のフィラデルフィアに於ける製靴工のストライキに在りては此爲に有給の役員を使用した。蓋し此ストライキは長靴製造工の賃銀を増加する目的を以て企てられ短靴製造工は何等自身に要求する處がなかつたが、彼等に對

しても亦ストライキに参加することを強制し、之が爲に特に監視の必要が大であつたからである。此ストライキはアメリカに於ける最初の同情ストライキとしても亦記憶すべきものである。此種の附隨的ストライキは一八〇九年十一月ニニューヨークの製靴工によつても行はれた。之はコーウイン及びエイムス會社に對するストライキで、同會社が他の會社から私に生産品の供給を受けてゐたので總ての傭主に對するゼネラルストライキを組合が命ずるに至つたのである。(Commons, p. 126-127; Perlman, p. 5)

ストライキ給付の問題も疾くより注意を惹いた。一七八六年フィラデルフィアに於ける印刷工組合はストライキを敢行するに先ちて一週六ドル以下に賃銀を低下せしめんとする傭主に對抗する爲に已を得ず業務から離るゝ者の生活を保障することを誓つた。同様に一八〇五年のフィラデルフィアに於ける製靴工組合はストライキ給付を支給し、絶對に必要な者に限りて家族一人に付五十セント宛の家族手當をも給與した。「ニューヨーク活版工組合」の一八〇九年の會則には組合員が確立せる價格以下を取ることを拒絶したる爲に職業を失ひたる場

合には毎週普通の生活費に十分なる丈の金額を前貸し、若し本人が疾病其他の事由によつて償還すること不可能となりたる場合には各加入者に對して此金額を賦課して徴収する旨の規定がある。而して是等の規定は恐らく傭主の組合を模範としたのであらうと思はれる。(Documentary History, III, pp. 83, 85, 122, IV, p. 34; Commons, pp. 123-124)

當時に於てストライキ以外の目的の爲に使用せざる永續的な基金の必要を強く感じてゐた唯一の組合はニューヨークの製靴工組合であつて其會則の中には餘剰金が五十ドルに達したる時には必ず「聯邦銀行」(the United States Bank)に預入れストライキの場合の外引出すべからざる規定が設けられてゐる。其他の組合に於てはストライキの實際に行はれてゐる時の外ストライキ基金に就ては注意を拂はなかつた。(Documentary History, III 365; Commons, p. 124; Perlman, pp. 5-6)

組合はストライキ給付の外疾病及び死亡に對する給付をも支給した。ニューヨークの印刷工組合は會則第十七條に組合の基金が百ドルに達したる時には罹病貧困なる組合員及び遺族に之を支給することを得、但し一週三弗を超へざるべ

まこと規定してゐる。フィラデルフィアの印刷工の組合及びピッツバーグの製靴工の組合も貧困なる組合員又は罹病組合員を救済した。(Documentary History, III, p. 120; Commons, pp. 124-125)

ストライキは傭主に對し要求を強制する直接の手段であるが之と等しくクロイツトショップは要求を強制し維持する間接の方法である。クローズドショップといふ名辭は勿論極めて最近の所産であるが其事實は既に一七九四年アメリカに於ける最初の持続的團體たるフィラデルフィアの製靴工の組合が成立したる時より存在してゐる。フィラデルフィア、ニューヨーク及びピッツバーグの同業者は組合員外の者が其市に來るや直に組合に加入すべきことを要求し之に背反する者には罰金を課し當時の組合の勢力は誠に侮り難いものがあつた。嘗てフィラデルフィアの一製造業者は組合外の者を解雇することを肯せざる爲に組合より一年半に亘つて排斥せられ、遂に彼は他の都市に移るの已むなきに立到つたといふことである。(Documentary History, III, p. 79; Commons, p. 130)

クローズドショップの理論は一八一〇年のニューヨークに於ける製靴工の暴

動を辯護した辯護人の言辭に窺ふことが出来る。彼は組合の規約に背反する者と共に労働することの拒否を釋明して「若し或者が同僚の犠牲を以て自己の改善を圖るならば其者を殘して多數の者が該工場を去ることは多數の者が不滿の意思を表示する最も穩和なる方法である」と云ひ、而して彼は「公衆の對立せる時代に於て何人も中立すべきではない。之は双方の勢力を明白に自覺せしめて事件を極端に走らしめず争闘の成功を豫知する手段を與へ無用の争闘を回避せしめると主張する。(Documentary History III, p. 294; Commons, pp. 131-132)

クローズドショップと相關關係にある運動方法はボイコットである。此名辭はアイルランドの土地騷擾によつて一八八〇年或は一八八一年キャプテン・ボイコットに對して近隣の者が交際を絶ち物資の供給を止め如何なる援助又は補助をも與へなかつたことに由來する比較的新しい名辭であるが、然し其事實は古よりアメリカに存在した。フィラデルフィアの製靴工組合は組合員が組合外の者と宿舍を共にすることを拒絶し此者との交際を禁じた。之は組合に加入を勧誘し或は強制する方法として頗る有效であつたが、當時に於ては商品に對するボイ

コットは未だ知られなかつたのである。(Beard, pp. 23-24; Commons, p. 130; Documentary History, III, p. 95)

組合が有効に賃銀に對する支配を實行せんが爲には組合に加入せざる職工に對してポイコットをなすに止らず一般に従事せんとする訓練を経たる職工の供給をも支配せねばならぬ。夫故にアメリカの労働組合は疾くより徒弟の教育に努力を惜まなかつた。例之「ニューヨーク活版工組合」は一八〇九年「見習の過多、遁逃せる徒弟、半端な職工并に半日以下労働に従事する成年の爲に完全に訓練せられた者の賃銀を壓迫せられた」と訴へてゐる。彼等は「合法的に規則的に三ヶ年の徒弟として労働したる者のみを使用するやう僱主に要求した。然し十分な効果は齎されなかつた。彼等は之が爲に感衝的訴願を試み宣言を新にしたが之も失敗に終つた。而して印刷工は最も激しく半端者の職工によつて惱まされた。」(Commons, pp. 114-16)

製靴業に於ては斯る半端者の職工に惱まるゝことは少かつた。夫で彼等の抗議は専ら徒弟の制限に向けられた。例之「ニューヨーク製靴工組合」(New York

Journeyman Cordwainers)は彼等の僱主が訓練を與へ得る以上に多数の徒弟を使用することに對して抗議し、又十二三ヶ月徒弟たりし後一人前の職工となり、賃銀の低廉なる爲に彼等の地位を奪取する成年外國人に對しても抗議した。然し斯の如き徒弟の支配は有効に實行せられなかつた。蓋し急激なる人口増加、外國人の移入、都市より都市へ住民の移動が斷へなかつたからである。古きイギリスの規則たる「六ヶ年の徒弟たることは遵守せらるゝよりも無視せらるゝことが多い一の慣習に過ぎなかつた。労働組合は之を維持しやうと努力した。然し乍ら其成否は種々であつた。(Beard, p. 25)

要之、初期の労働組合は(一)親方組合員を除外し(二)團體交渉を利用し(三)最低賃銀の制定を圖り(四)ストライキに訴へ(五)種々の給付就中ストライキ給付に着手し(六)クロードショップ及びポイコットを實行したのであつて、程度に差異あれども何れの國に於ても見るが如く、アメリカに於ける初期の労働組合運動は著しく攻勢的色彩を有することが知られるであらう。

斯の如き初期の攻勢的な労働組合運動は僱主をして晏如たらしめず之と對抗

する爲に團結せざるを得ざらしめた。ニューヨーク及びフィラデルフィアの製靴工は彼等が團結するに至つたのは僱主の間に職工の賃銀を低廉に維持する爲に團結成立せるが故に必要已む無く防衛の目的に出たのであると述べてゐる。然し乍ら此釋明は記録上の研究によれば支持することが出来ない。勿論フィラデルフィア製靴業主組合(Philadelphia Society of Master Cordwainers)は一七八九年に設立せられ、最初の製靴工の組合は之より後れて一七九二年に設立せられた。然し前者は或種の市場に於ける競争を防止せんが爲に商人として組織したもので僱主として組織したものではなかつた。夫は長靴短靴其他を當市内の公開市場に於て販賣する者又は新聞及引札を以て價格を廣告する者は、斯る行爲を繼續する限り本組合の加入者に擧ぐることを得ずと云ふ加入者の資格制限に於て之を見るべきが出来ぬ。(Documentary History, III, p. 128)即ち此組合は價格を騰貴せしむる目的を有する商人の團體であつて、賃銀を低下せしむる目的を有する僱主の團體と見るべきものではなかつた。而して此組合は製靴工の組合が設立せられる以前に解散し、其後一七九八年設立せられたる親方の組合は防衛的僱主の組合であつた。フィラデルフィアに於ける職工が賃銀の増加を確保する爲に執りたる最初的手段は協定した最低額以下に於ては就業を拒絶すべしと云ふ各個人の中合であつた。若し親方が其以前に組合を有せざる職工を攻撃するのであつたなら、親方の組合は其團體交渉を拒絶して個別交渉に委して置いたであらう。此點から見ても親方の組合が初より使用人を對象として存在したのでないことが判るであらう。(Commons, pp. 132-133)

然し乍ら一度賃銀問題が緊急となるや否や親方は僱主としての利益を擁護する爲に彼等の商業上の團體に新しい職能を附加するか或は新しい團體を組織することとなつた。前者の例としては價格決定の機關として一八一二年組織せられたピッツバーグの製靴業者の組合があり、後者としては一七九八年のフィラデルフィアに於ける製靴業者の組合が擧げられる。而して是等の僱主の組合は時により職工の組合が微力なる時は之と交渉を開ひたが、彼等は絶へず職工の組合を殲滅する機會を求めてゐたのであつた。印刷業及び製靴業に於ける親方は彼等が職工の組合に反抗する點に於ては一致するが其手段に於ては多種多様であ

つた。親方印刷業者は他の地方に在る植字工及び印刷工に向ひ高給を以て永久的地位を提供することを廣告するだけで十分であることを見出した。一八〇三年フィラデルフィアの當業者はバルチモア及びニューヨークの印刷工に對して廣告し、一八〇九年ニューヨークの印刷業者はペンシルベニア、カネクチカット及びマサチセツツ全體に廣告文を頒布し供給過多によりて労働者の組合を打破せんとした。而して此方法は一部分成功したものであることを職工側の妥協的態度によつて知ることが出来る。然し乍ら親方製靴業者は労働市場を横溢せしむることが出来ないで遂に法廷の援助を求めることゝなつた。(Commons, pp. 132-134)

三、騒擾事件に於ける論争と経過

製靴工に對する刑法上の騒擾事件は總計六件を數ふる。一八〇六年フィラデルフィアに於て一件、一八〇九年ニューヨークに於て一件、一八〇九年バルチモアに於て二件、一八一四年及び一八一五年にピッツバーグに於て二件起つた。而して其中四件は職工に不利な判決があり他の一件は有利な判決、残の一件は妥協

的判決があつた。然しバルチモアの二件とピッツバーグの一件に關する報告書は極めて稀である。此中最後の二事件に於ては傭主は莫大な贖金をなしストライキをなしたる者を刑法上の騒擾罪を以て起訴することを援助した。何れにしても是等の事件は労働争議に就て傭主が法廷の援助を求めた最初の事件として意義がある。(Commons, p. 138; Perlman, p. 6)

此法廷に於ける鬭争の成行に對して全國の傭主が深大の興味を感じた事は勿論である。ピッツバーグ事件の書記は其報告書の緒言に次の如く記してゐる。

(Commons, p. 139; Documentary History, IV, p. 16; Beard, p. 27)

「彼は若しも多數の尊敬すべき技術家并に製造業者の熱心な勸請が無かつたならば恐らく之を報告しやうと企てなかつたであらう。…陪審官の判決は我國の製造業者の事業に對して大ひに重要である。それは從來我國の資本家の成功せる企業に對して阻害を與へつゝありし諸組合を撲滅する。然し乍ら此事件は獨り當地にとりて重要なのみではない。それは疑ふ餘地もなくニューヨーク及びフィラデルフィアに於ける判決にも拘らず依然として是等の都

市にはアメリカに至る處に有害なる影響を及ぼす組合が存在してゐることを示す。是等の都市の住民特に製造業者は彼等の利害關係によつて又社會に負ふ義務によつて一致しさうして猜疑の眼を以て是等の團結を監守し且つ我國の最も善良なる事業を顛覆せんとの廉によりて起訴し法律の制裁に服せしめんとしてゐる。

此騷擾事件に含まれたる法律上の問題は之に關する法律又は命令の缺如せる場合イギリスに於ける普通法の原則がアメリカに適用せらるゝか否かである。若し適用せらるゝとすれば賃銀を増加せんとする労働者の團結は何れも公衆に對する騷擾であるを見るべきである。此點に關してアメリカの輿論は二派に分れた。フェデラリスト即ちアレクサンダー・ハミルトンに従ふ保守派はイギリスの法律はアメリカに適用せらるゝとなし、トーマス・ジェファースンの率ひる當時の急進派デモクラティック・レパブリカン即ちジェファースン黨は之を反對の見解を有つた。(Bead, p. 28; Commons, p. 139) (アレクサンダー・ハミルトン(一七五七年一月十一日—一八〇四年七月十二日)は大統領ワシントンの下に First Secretary

of the Treasury たりしが Secretary of State たりしジェファースンと中央政府の權限の問題にて論議し遂に論敵ジェファースン辭職するに至り、フェデラリストとレパブリカンとが對立することゝなつた。尚ハミルトンは Chief Justice of U. S. Supreme Court となり後にも法律事務に掌つてゐた。トーマス・ジェファースン(一七四三年四月十三日—一八二六年七月四日)は Strict Construction Party の領袖としてフェデラリスト即ち Loose Construction Party と對峙し第三次合衆國大統領在任中(一八〇一年—一八〇九年)ルイジアナをフランスより購入し後の所謂モンロー主義の實行家であり此外普通教育の擴張、地方分權等の業績を残した。

斯の如き見解の相異より職工が起訴せらるゝや特にフィラデルフィア及びバルチモアに於けるデモクラットは新聞及び其他の手段により職工を擁護した。就中一八〇六年のフィラデルフィア事件に於ては二人の最も有名な法律上の闘士が現はれた。一人はヤールド・インガールと云ひイギリスの普通法を適用せんとする熱心な起訴論者であり、他の一人はシーザー・エイ・ロドニーと云ひ前者と反對の立場より職工の爲に起つた。(Commons, p. 139)

然るに裁判所は一様にイギリスの普通法はアメリカの法律であるとなし、次で此法律の下に於て何が不法行為であるかの問題が起つた。而して此點に就ては賃銀の増加を圖る爲に組合を組織することでありとするものと他人に害を及ぼす組合を組織するに在りとするものがある。一般社會の人々は賃銀の増加を圖る爲に組合を組織することが不法なるが故に起訴せられたものと見てゐる。現にフィラデルフィアの事件に關して判事は労働者が彼等の賃銀の増加を圖る爲に團結するは不法であることを明にし、斯る團結は一は自身の利益たる點他は之に加はらざる他の者を害する點より觀察することが出来る。此兩者は何れも犯罪を構成する旨を陪審官に述べた。而して陪審官は此解釋に従つて職工は賃銀の増加を圖る爲に騷擾罪を犯したことを見出した。(Documentary History, III, pp. 233, 236; Commons, pp. 139-141)

デモクラットはフィラデルフィアの判決によつてフェデラリストの判事及びイギリスの普通法を更に攻撃する機會を得た。彼等は云ふ。「若し斯の如くならば他の多くの者は幾多の團結を有するに拘らず職工が彼等の状態を改善する爲

に團結する權利を有することを否定するものである。試みに質問せん。勤勉なる職工以外の他の總ての者は集會し團結することを許さるべきか。即ち商人は價格を決定する爲め又は市場設定の爲め、政治家は選挙の爲め、運動家は競馬賭戲の爲め、淑女紳士は假裝舞踏の爲め、夜會酒宴の爲め會合し團結しつゝある。獨り貧者は飢餓に對抗する爲め團結せる廉を以て起訴せらるべきであるか。斯の如き政策は自由の實在と相容れず。又奴隸と市民とを區別するあらゆる權利を無視するものである」と攻撃を加へてゐる。(Documentary History, IV, p. 62; Commons, p. 141)

フィラデルフィアの製靴工は以前からデモクラットに訴ふる處があつたが有罪の判決が與へらるゝや直に長文の抗議書を草し、ジェフアースン黨の有力なる新聞「オーロラ」に掲載した。(後段參照)而して「オーロラ」は職工擁護の爲に自ら陣頭に立ちて彼等を有罪とする裁判及びイギリス普通法の適用を痛烈なる論鋒を以て攻撃した。其結果裁判所に於ける意見に大なる變化を見た。之はジェフアースン黨の如き有力にして最近勝利を占めたる政治界の人物によりて主張せられ

たことが興つて力がある。而して一般輿論に於ても僱主と同様の方法に於て團結したるが故に職工が起訴せらるべきでないといふ意見が漸次重をなして來た。(ジェファースンが一八〇一年より一八〇九年迄合衆國の第三次大統領であつたことは前記の註参照によりて知らるゝであらう)其結果一八〇九年のニューヨークに於ける製靴工事件は實質上其以前に起りたるフィラデルフィアの事件と同であつたが陪審官に指示する處は非常に相異してゐる。賃銀の増加を圖る團結の不法なることに就ては一言も述べず、不法なる手段を以て賃銀を増加する爲に團結したりや否やが問題であると指示せられた。此指示は賃銀の増加を圖る團結のみならず不法の手段によりて目的を成就せんとする團結を有罪とする普通法の規定に一致するのである。(Commons, p. 143)

一八〇九年のニューヨークの此事件に於ける判事の指示は法律に於ける急激なる變化を意味するものではない。然し乍ら其主力を置く點に重要な變化が起つたのである。賃銀の増加を圖る爲に團結せる廉により起訴することは不人望となつた。夫故に此事件に於ては職工も亦他の社會の人々と同等の權利を有し、

自己の事項を制規し得べく、勞働によりて得る賃銀を決定し得べく、夫よりも低廉なる賃銀を受領することを合法的に拒絶し得る。然し乍ら彼等の執る手段は餘りに放縱氣儘であり彼等が自ら満足せると同様に尊き他の同胞市民の權利を剝奪する迄に到つてゐると述べてゐる。(Documentary History, III, p. 385; Commons, p. 143)

而して職工は此事件に於て解釋せられた法律には満足しなかつた。團結の目的が犯罪にならぬと認めらるゝ時は起訴は止むべきであるを考へた。然るに普通法に於ては騷擾を定義して不法行爲をなし又は不法の手段を以て適法の行爲を爲す二人又は二人以上の者の結合であると云ふ。ニューヨークの事件に於ては定義の第二の部分が適用せられたのであつた。而して如何なる手段が不法なるかに就ては氣儘放縱の手段を不法であるとなしてゐる。之は即ち組合に加入せざる者と共に就業することを拒絶したること、製靴工の組合が課したる罰金の支拂を拒絶したる職工の解雇をなさしめんとしたる行爲を指すのであつた。是等の事實に基いて被告は各自一ドルの罰金と訴訟費用の負擔を命せられた。

(Commons, pp. 143-144)

一八一五年のピッツバーグ製靴工事件は前の事件と同様に賃銀の増加を要求せるストライキより發生し且つ之に加ふるに組合に加入せる者は加入せざる者を使用する何れの工場に於ても就業することを拒絶したる廉を以て起訴せられた。而して此事件に於ても他の總ての事件に於けると同様職工は賃銀増加の爲に團結せる廉を以て起訴せられた。之に就てロバート判事は起訴の理由が賃銀増加の要求に在るに非ずして不法の手段に在ることを陪審官に指示し、ニューヨークの製靴工事件と非常に酷似せる態度を執つた。然し乍ら彼は其手段の解釋を更に十分に行ひ直接行動によりて一人の第三者に對して金錢上の損害を與へ又は不利を齎し若は社會に對して不利益を齎すべき行爲を爲す爲に種々の人が團結する點に於て彼等は不法の團結をなせるものである。之を具體的に云へば傭主をして或特定の者を傭入るゝことを強制する爲に團結し、又は人をして特定の場所に於て自由に事業に従事せしむることを阻害する爲に團結し、若くは人をして特定團體の加入者たること又は之に對して離出することを強制することが

不法である云ふ。斯して製靴工の組合がクローズトショップを確保せんとする活動が主として裁判所の非議する處となつたのである。(Documentary History,

IV, pp. 81-85; Commons, p. 145)

此ピッツバーグの事件は騷擾の理由を明瞭に示した初期の事件として有名である。之に對して製靴工側は各個人にとりて適法であるものは個人の團體にとりても亦適法であるべきことを主張した。然るに裁判所は個人が或行爲をなすのと個人の團體が同一の行爲をなすのとは效果に於て根本的な相異があるとの理由によつて此見解を採らなかつた。(Commons, p. 145)

此事件の他の特色は職工の行爲が社會に對して有害であると云ふ思想である。此意見は一八〇六年のフィラデルフィアの事件に於ても行はれたが一八〇九年のニューヨークの事件に於ては全然起らなかつた。然るに此ピッツバーグの事件に於ては職工の組合が個人の權利——非組合員及び傭主の權利を侵害すると云ふ主張よりも一層顯著であつた。ロバート判事は彼等の行爲は獨占を創造し或は商業の全體の自由を束縛する傾向があるが故に有罪であるとしてゐる。(Docu-

mentary History, IV pp. 81, 82; Commons, p. 146)

是等の事件に於て斷ず考慮に入れられたる有力なる思想は將來に於ける經濟並びに商業の隆替消長であつた。所謂國家産業論が裁判所に於て備主側に味方する者から主張せられた。「職工の組合の設立を許容する政策は彼等の他くことなき貪慾を喚起せしめ且つ社會の利益を阻害する。吾等は兩者の隆昌が大に製造工業に依倚することを十分に知つてゐる」といふが如き主張をフィラデルフィア事件の告發者が力説した。(Documentary History, III, pp. 136, 138; IV, p. 17; Commons, p. 149)

又未發達産業保護論と工業奨励の辯護が雄辯に有効に利用せられた。例へばフィラデルフィアの事件に於て告發者は其立場を次の如く説明した。「吾等の地位をよく知れる者は製造工業がやがて主要な生活の根源となるべきことを信ずる。既に製造貨物の莫大なる數量が西インド諸島并に南部諸州に輸出せられてゐる。吾等は多數の事物に於てイギリスの供給品と競争する。而して年々莫大な金額を其代償として受取る。然らば此製造工業を保護するのが當然であら

う。諸君は當市に於て少しも永續的利害關係を有たない人々が之を破壊するに任せらるゝのであるか。彼等は其所有する家財を容易に行李に詰め或はポケットに入れてニューヨーク若くはバルチモアに赴くことが出来るのである」と。

(Documentary History, III, p. 136; Commons, p. 149) ビック事件に於ける首席判事は「吾等は多數の製造貨物を有しなくてはならぬ。然も吾等は製造家たることを止めなくてはならぬ。之は工業都市に取りて片々たる問題であるか、而して斯の如き結果を齎すべき明白なる傾向を有する團結に加入する者が罪惡の自覺を有せざることを得るか」。 (Documentary History, III, p. 136, IV, p. 85; Commons, p. 149)

陪審官は又消費者の立場からも考慮すべきことを教へられ、若しも備主が高給を支拂ふ時は消費者は生産品に高き價格を支拂はねばならぬことを想起さしめられた。

是等の議論に對して職工側は一部自由主義經濟の推論によりて應答した。「自由放任は通商を増加し工業を奨励し都市各自の平和と殷賑を招來するであら

う。而して斯の如きは労働者が自己の關係せる事項を自ら處置する完全なる自由を賦與せられたる時のみに存在する。労働者が自由を有せざる時は他に移動し社會は其不足に苦むであらう。労働が眞の一國の富を構成するといふ原則は否定することが出来ないからであるといふ。此同じ推論を以て彼等は労働者が團結するの努力を束縛せられるならば物價は下落するであらうとの反對に當つた。(Documentary History, III, pp. 137, 206, 178; Commons, p. 150; Beard, p. 30)

然し乍ら労働者の主として主張したるは自由及び民主主義であつた。フィラデルフィアに於ける職工側の擁護者は云ふ。「私は吾等が貴き犠牲を拂ひたる權利とアメリカの自由をロンドンとリバールの總ての倉庫及びバーミンガムとマンチェスターの工業と交換しないであらう。否、之に加ふるにメキシコの金、ペルーの銀及びブラジルの金剛石を附加へても交換しないであらう」と。尙之に續いて云ふ「貧者の權利は富者の野望の爲に犠牲とせらるべきではない。市民の特權はフィラデルフィアの利益又は全州の商工業の爲に犠牲とせらるべきではない」と。(Documentary History, III, pp. 198, 181; IV, 154; Commons, pp. 150-151; Beard, p.

31)

又フィラデルフィア事件に於て有罪の判決が下るや製靴工の組合は長文の抗議書を草し之をジュファースン黨の有力なる新聞「オーロラ」に掲載した。其表題は「フィラデルフィア市製靴職工の公開論説」と云ふのであるが、其中に於て次の如く述べてゐる。(Commons, pp. 141-142)

「事實に於ては吾等の手の作業に依頼して生活する……親方製靴工は概して莫大なる資産を所有する者であり事業の中止は彼等に對して損害たるには相違なきも、毎週毎週所得を得る吾等にこりて夫が全然糧道を喪失である程大なる損失ではない。是等の親方は……組合を有し集會を催し決議をなすことが出来る。然し乍ら彼等は富み吾等は貧しいから——吾等は平穩に集會し又幸福を得るに就き憲法によつて保障せられてゐないを彼等は考へてゐるらしい。彼等は何時たりとも吾等を制限する權利を有し且つ……吾等の爲に労働の價値を決定する權利を有する、然し乍ら吾等は労働の代償として何を受け何を受けざるかを自ら決定する權利を有しないと彼等は考へてゐる……若しも自己

の労働の價格を成規する者の團結が犯罪となるならばペンシルベニアの將來は誠に悲慘なものである。

自由平等を根據とする主張は被告訴人たる職工のみの唱ふる處ではない。同じ根據は僱主に於ても利用した。彼等は「欺瞞と貪慾に對して社會を保護せんが爲に起つたのみである彼等は束縛なき自由を擁護し又總ての人の平等なる自由の爲に又多數による少數の壓迫に對して戦つたのである。更に彼等はストライキに於て他の者と共同することを拒絶したる人を保護するのである」と主張した。(Documentary History, III, pp. 135, 137-139, 142; Commons, p. 151)

四、労働組合の衰微と復興

斯の如き騷擾事件は前節の冒頭に述べたるが如く六件の中四件は何れも職工にとりて不利益なる判決が下された。之が爲に初期の労働組合が著しく抑壓せられたことは勿論である。然るに之よりも更に一層偉大なる効果を及ぼしたものはナポレオン戦争の終熄による産業の不況であつた (Perlmán, p. 7) フランス革命と多年のナポレオン戦争による船舶の出港禁止は一方に於てアメリカの通

商を大に破壊したるが他方に於て工業の勃興を促した。然るに此戦争の終熄は所謂デフレーションにあらざれば外國より過度の輸入を齎した。商人の倉庫に負擔を課し急速に非常なる價格の低落を生じたる此過度の輸入は慘憺たる結果を惹起した。多數の者は全財産を投下したる工場を閉鎖することを餘儀なくせしめられ、又敢て事業を繼續したる者は結局救済の望なき破産を來した。加之、過度の投資及び通貨の膨脹によつて更に其情勢は嵩じて來た。而して多數の失業者が續出した。例へばフィラデルフィアに於て一八一六年九千七百足らずの職工を僱した三十の工場は一八〇九年七千五百を解雇した。而して當時フィラデルフィアに於ては毎日就職せんとする者二萬を算した。ニューヨークに於ても之と同様であり、バルチモアに於ては一萬が之と類似の状態に在つたと報せられて居る。(Commons, pp. 134-135)

斯の如き不況は職工の組合をして解散するか又は經濟上の活動に跼蹐せしめた。製靴工の組合に就ては産業上の反動が其解散原因となつたと推測し得るのみである。而して之に關しては間接の材料によつて一八一五年迄存したことを

知り、後に新しき團體が組織せられた。製靴工組合は最期迄純然たる職業統制の機關であつた爲に窮地に陥り易かつたのである。然るにニューヨーク及びワシントン印刷工の組合及び「フィラデルフィア活版工組合」は何れも不況又はストライキによつて組合の活動する方面を變更し命脈を維持することが出来た。然し乍ら何れの組合も加入者が著しく減少するを免れなかつた。是等の組合は經濟的活動から相互保險の機關に移つた。勿論當初は相互保險のみの機關たることを目的としたのではなかつたが「フィラデルフィア活版工組合」は一八一〇年のストライキ後、又ニューヨーク印刷工組合は一八一八年何れも既に有する給付基金を確保し又は法人たることを圖る爲に遂に經濟上の任務を棄つるに至つた。(Commons, pp. 135-137; Perlman, p. 7)

産業の不況は一八二〇年に於て其最低點に達した。其以後は漸次恢復の氣運に向ひ多數の工業に於て賃銀労働者の攻撃的な組合が勃興するに至つた。此時代に於ては運輸機關が改善せられたる爲に大規模の通商を行ひ得ることゝなつた。汽船による航海も實現し得ることが明となつた。之に因つて孤立の時代強

制的自給自足の時代は終を語げた。南部の農業家は附近の河港からニューヨーク、リス又はモビルへ綿花及び砂糖を回漕し、其處から海上をニューヨーク又はリバープールに輸送することが出来るのである。又湖沼及び河川にも運輸機關の發展を見、海洋との連絡が行はれた。(Commons, pp. 153-155)

斯る運輸の利便は東部西部及南部を商業上連結し商業資本家に活躍する道を開き農業も工業も亦彼等に依頼する處大となつた。然るに内國并に外國との競争の爲に彼等は生産費の節約を圖ることゝなり、囚人の労働を利用することに想到した。囚人の労働が自由労働者を害するは殆んど直に感知せられた。夫故に一八二三年ニューヨーク市の指物職工及び機械職工が先づ反對の氣聲を上げた。是等の生産費節約の運動は當然労働者の所得を減少することゝなつた。労働者は既往の生活標準を維持する爲に蹴起した。傭主製造業者は斯る運動に反對した。而して組織せられざるストライキも持續的なる組織が製帽工、仕立工、家屋及び船舶大工、家屋塗工、石切工、機織工、製釘工、指物師等に於て現はれた。(Commons, pp. 155-156)

此時に至る迄は手工労働者のみが團結したのであるが今や工場労働者及び婦人労働者の間にも組合が組織せらるゝに至つた。組合の名稱中に「ユニオン」なる語を使用し始めたは工場労働者であつて、一八二五年ニューヨークに於て「製釘工組合」(Nailer's Union)、「機織工組合」(Weavers' Union)はイリ運河開通式の祝賀の爲に他の職工組合と共同した。而して最初の婦人の組合は一八二四年ロードアイランドのバツツケットに於て組織せられたと云ふ。(Commons, p. 156)

一八二四年に始まり物價騰貴の最高頂に達したる時一八二五年に於ては數多のストライキが重要な工業都市バファロー、フィラデルフィア、ニューヨーク等に於て發生した。而して其大多數は賃銀の増加を要求するものであつた。其中フィラデルフィアの機織工のストライキには全市四千五百の機織工の中二千五百が之に参加した大規模のものであつた。然し最も社會の耳目を聳動せしめたのは一九二五年ボストンの建築工が十時間労働を要求したるストライキであつた。(Commons, pp. 157-158; Perlman, p. 8)

當時は古來の慣習によつて労働時間は「日出より日没迄」とすることが流行した

のであつたが、ボストンの家屋建築工は之に満足することが出来なかつた。而して一八二二年フィラデルフィアに於て通過した十時間労働の決議の採用を親方大工に迫つた。彼等はストライキの最も適當なる時期たる其年の春之を行ふこととした。蓋し此季節には最近の大火災と大規模の公共的改良の爲に大工の需要が最も大であつたからである。彼等は「現在の賃銀は單に正義のみならず人道の原則を毀損することを信じ今後十時間の忠實なる労働を以て一日の作業とすることを決議した。而して後には更に現在の制度に於ては彼等が普通に得る賃銀を以て家族を維持することが出来ないことを附加した。然し乍ら之は初めからの要求でなかつたことは、當時の文書によつて知ることが出来る。(Commons, p. 158-159)

彼等に對する親方及び關係資本家の決議は労働時間短縮の要求に對する當時の時代精神をよく表明してゐる。即ち曰ふ「當市に於て職工として使傭せらるゝ者の大部分は記憶し難き舊時よりの慣習たる毎日の作業始終の時刻を變更する爲に團結したることを知りて驚き且つ悲しむ」と。彼等は斯の如き組合は労働者

自身にまじりても職工が親方となりたる時に不便を及ぼすが故に有害であるを考へた。加之斯の如き提案は徒弟にも不幸なる影響を與ふるものであり、且つ日より日没に至る従來の労働時間に於ては幸に免れつゝある誘悪及び思慮なき行爲に陥り易くなる。「吾等は斯の如き方法が社會の道德及び安寧に及ぼす結果を憂惧する」と彼等は云ふ。而して最後に「斯の如き提案は忠實にして勤勉なるニュートイングランドの子孫の創意によるものに非ず、外國に發生せる惡徳であると考へざるを得ず、マサチッセッツの恵まれたる地に根さぬことを希望し且つ信頼する」と述べた。此労働時間を短縮する運動に對する道德及び慣習に基く非難の背後には經濟上の主張が存する。「假令此種の方法が正しきものとしても、建築業者が従來の職工に對する條件に基きて價格を評價して引受けたる契約を有する現在の如き時期に於ては許し難い」。夫故に彼等は「作業始終の時刻に關する職人の雇傭條件を變更することが出來ないこと且つ此提案を固執する者を使傭せざるべきこと」を決議した。(Commons, pp. 159-160)

然し乍ら職工のストライキを打敗したのは親方の行動によるよりも資本家の

行動による處が多かつた。職工は直接には親方大工又は所謂親方建築者に使傭せられた。然し親方は又資金を融通し建築に要する材料を提供する者に使傭せらるゝのである。親方大工の集會後間も無く是等の「建築に従事せる紳士」が集會を催し職工の此の如き行動は當市及びニュートイングランド全體に古來行はるゝ善良なる風習に背反することを決議し、同僚傭主に訴へ、若し此共謀を社會が賞讃すべきものならば當然市及び郡の各種の職業に於ける總ての労働階級に擴張せられねばならぬ。然らば總ての事業の形態、農業及び商業の經營に最も有害なる變革を生せしめ、怠惰不道德を盛んならしめ、労働階級の現在の幸福繁榮せる状態を低下せるものと代はらしめ、併せて従來存しない感情習慣及び不満の念を不遜さを招來することとなる」と云ひ、次に一般公衆に訴へて「労働時間の短縮によつて労働の價値を動かさんとする如何なる市民階級の團體も他の總ての階級に非常に不公正にして有害である」と宣言した。而して此「建築に従事せる紳士」は親方大工の組合が示したる行動の健實穩和にして聰明なることを極力賞讃して、如何なる犠牲不便をも忍び、又目的を達する爲に契約期限を延長し、必要ある場合に於て

は全然建築を中止しても親方を援助すべきことを決議した。而して彼等は職工に從來の條件に於て復職すべきことを求め彼等は一致して覇氣に壓せらるゝ職工及び親方は何人も之を使傭せざることを誓約したのであつた。之が爲にストライキは遂に不成功に終つた。(Documentary History, VI, pp. 79-81; Commons, pp. 160-162)

労働組合の設立が盛となると共に又數件の騷擾事件が起つた。既に多數の職業に於て職工の組合が現れた此時代に於ては起訴の範圍は最早一二の職業に限らるゝのではない。四件中一件は製靴工に係り、他の二件は仕立工、残の一件は製帽工の事件であつた。尙此時代に於て記録に残つた最初の賃銀の低減を圖つた親方に對する騷擾事件が起つた。是等の事件の特異とすべき點は其中の二件が以前の事件と異り現時に於ける騷擾事件に類似し殊に其一件は現代的形態と内容を具へてゐたことである。他の一件に於ては組合自體を不法なりとしたのであるが、之に對して判事は直に該法律は良きものに非すと否定した。然し乍ら實質に於て職工の得る處は多く無かつた。労働組合の重要な戰術たるピクエテ

ィング、同情ストライキ、クローズドショップ非参加者表の頒布の如きは裁判所によりて不法なりとせられた。勿論賃銀を増加する爲に組合を組織することは適法であつた。然し乍ら職工が其要求を貫徹する爲に以上の如き手段に訴へることとは依然として不法なりとせられた。是等の行爲は他人に損害を與へんこの意思を以て恐嚇するものであると裁判所は考へたのである。(Commons, pp. 162-163; Beard, p. 32)

一八二一年フィラデルフィアに於ける「婦人靴製造業者」(Master Ladies' Shoemakers)事件は法律問題としては一八一五年のピッツバークの事件と殆んど相異しない。此組合は賃銀の低減を圖らんが爲に組織せられたのであるが、夫は職工によりて賃銀の増加を強制せられたる者が「自然的平準」を恢復せんが爲に組織せるものであるとの理由によつて是認せられた。然るに一八二七年フィラデルフィアの仕立工が傭主の提供せるよりも高き個數賃銀を要求したる爲に解雇せられたる六名の復職を圖る爲にストライキを企てた場合には第三者に恐嚇の効果ありと見て職工に罪ありとせられた。一八二三年のニューヨークに於ける製帽工の事件

は其性質が比較的に新しい事件であつて、非組合員の糧道を遮断するなどの理由に基いて職工は有罪の判決を受けた。一八二四年のパファローの仕立工の事件は信憑すべき記録を存しないが、初期の事件と同様であつて、職人は有罪の判決を受けた如くである (Common's, pp. 163-165; Perlman, pp. 7-8)

以上述べたる處は一八二七年に至る迄のアメリカに於ける労働組合の概況である。當時に於ては単一の職業内に孤立せる組合が設立せられたのみであつて、未だ労働者の間には連帯思想は發展せず各種の職業に従事する者を包括する組合は成立しなかつた。然るに一八二七年フィラデルフィアに數種の職業に従事する者が Mechanics' Union of Trade Associations を組織し始めて中央組合が現はるゝに至つた。此組合は元來純然たる經濟上の團體として十時間労働を要求する目的を以て設立せられたのであつたが翌年より平等市民権を獲得する爲に活動し政治上の目的を有することゝなつた。而して是によつてアメリカの労働組合運動は一新時期を劃することゝなつたのである。

(大正十五年十一月十八日稿)

Liber Albus に現れたる倫敦の經濟生活

野村 兼 太郎

倫敦の歴史に關する研究者が必ず讀まなければならぬ参考書に Liber Albus, Liber Custumarum, Memorials of London の三書がある。(拙著「經濟史研究」第一卷五一頁參照)今これの中の二つ Liber Albus を同書の翻譯編纂者 Henry Thomas Riley に従つて、その大體を紹介しやうと思ふ。殆んどすべてが同氏の Introduction の抄譯・意譯で、二三私見を加へたに過ぎない。因みに Liber Albus の含まれてゐる Munimenta gildhalae Londonensis はその外 Liber custumarum (1320) Liber Horn (1311) による。最後のものは未だ刊行されず、他の二書が Rolls Series の一部として三四四卷として公刊されてゐる

一

M. Delplé が 界に於いて最も完全なる記録の蒐集を有するものは倫敦の Guildhall であること述べてゐるが (Collection Générale des Documents Français qui se trouvent en Angleterre, 1847. p. lxi) Liber Albus も Guildhall 所藏の記録の一つである。その序文に依つて知り得るやうに一四一九年に編纂され、同年十一月に完成されてゐる。編者は Common Clark 又は Town Clark であつた John